

原子力規制庁殿

新検査制度試運用フェーズ3（第3四半期）の振り返り

今年度第3四半期からは新検査制度の試運用フェーズⅢとして、試運用フェーズⅠ及びフェーズⅡを踏まえた総合検証が開始されました。検査ガイドが核燃施設用のガイドから実用炉を含む全施設対象の統合版検査ガイドに切り替わり、使用施設に対しては統合版検査ガイドのなかから、当社担当検査官殿が抽出して検査を実施頂きました。

第3四半期では8件のガイド（①保全の有効性評価、②サーベイランス試験、③燃料体管理（運搬・貯蔵）、④運転管理、⑤臨界安全管理、⑥火災防護、⑦内部溢水防護、⑧緊急時対応組織の維持）を用いて実施し、特に検査項目に対する問題はありませんでしたが、検査を通じての気づき事項は次のとおりです。

使用施設の仕様、規模、リスク等を踏まえ、規制庁殿と情報共有を図りながら、適切に統合版検査ガイドを運用頂ければと考えます。

1. サーベイランス試験（B00010）（改5）

サーベイランス試験は緊急時対応設備の機能確認が目的と考えられます。使用施設では実用炉のような緊急時対応設備を有しておらず、保安上重要な設備の定例試験は施設管理のなかで実施することから本検査は不要ではないかと考えます。

2. 燃料体管理（運搬・貯蔵）（B00060）（改4）

統合版検査ガイドでは新燃料及び使用済燃料の運搬を対象としています。当社のような試験研究施設では運搬事例が極めて少ないことから、事例があった際に検査を行うことで良いのではないかと考えます。

3. 内部溢水防護（BE0030）（改4）

当施設では現状、内部溢水により設備損傷や外部漏洩の恐れがないことを検査でご確認頂きました。内部溢水については今後関連する施設・設備変更があった際に検査を行うことで良いのではないかと考えます。

以上